

困ったなあ

に答えます！

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

過去に家の名義を変更した結果、父が退去を求められています。

父の家のことでの相談です。

父は83歳。若い時はビジネスをばりばりやる傍ら、好きな美術品を世界中で買いまくっていました。しかしバブルが弾けて金が回らなくなり、15年前、150坪あった自宅敷地の、庭部分100坪を売って借金返済に充てました。当時存命だった母は、父がまた道楽で借金を作るかもしれない、残った自宅を同居中の兄の名義に変えるよう父を説得し、私も兄が親の老後を見るのだからと承知しました。

ところが2年前、50歳の兄が突然亡くなりました。実はその前から兄夫婦は独り残った父のこともあってうまくいかず、兄嫁

は子供2人を連れて別居していました。兄嫁は自宅の名義を自分たちに変え、弁護士を通して、子供の今後の学費も要るので家を売却したく、出て行ってほしいと言つてきました。

確かに私と違つて兄は職もよく変わり、預金もなかつたので、兄嫁がお金が要るのは分かります。でも自宅の原資は兄ではなく父です。父もあとそう長くは

ないはずなので、少し待つてくれれば好きなように売れるのだしそうです。

父にとつては美術品を多数置く愛着のある家なので、絶対に出でていません。私方で引き取ることもできないし、どうしたものが通したのでしょうか。



本当に、ひどいお話ですね。

お父様もさぞや憤慨し、気落ちされておられることでしょう。

私は常々、相続の際、老人ホームなどに行くのであれば格別、自宅に最期まで住みたいのであれば、その登記名義だけは、たとえ子供との共有であつても残しておくべきだと申し上げています。でないと、もはや人（子供）の家なので、子供やその家族とうまくいかなくなれば家を出ざるをえないし、子供が先に亡くなれば、遺産としてその配偶者・子供のものになつてしまつからです。もちろんそうなるとも、互いの人間関係がうまくいくといれば大丈夫でしょうが、人の気持ちや状況は変わらし、何よりそうしたもので自宅に住めるか否かが決まるのはとても不安定なことです。

今申し上げたのは、父親が先に亡くなる普通の場合ですが、ご相談のケースはもつと腹立たしいですね。お父様がご自身で買った家を、ただ便宜的に登記名義を変えたばかりに、普通であれば起きたばかりに、普通で

し、まさに自分の家から出でていけと言われているのですから。

と今更言つても仕方がないので、現実的な方法を考えてみます。毎月か毎年ごとでよいからある程度の金額をお父様が亡くなるまで支払い、家の売却はその後にとの取り決めをするのも一案ですが、相手が応じてくれるか、満足のいくだけの金額を用意できるか。それに、そ

のお金はお父様の自宅使用権と引き替えに相手に贈与するだけになります。

どうでしょうか、定職がありまだ40代のご相談者であれば口

事情も事情なので、できるだけ安い価格で折り合いをつけて支払い、ご相談者の名義にしてしまったのが一番妥当な解決方法かなと思います。